



みよし剛史



塩沢みつえ

発行：日本共産党
福山市議会議員団
津之郷町津之郷 970-1
084-952-2662

他の基金に25億円積替えも…

ためこみ金200億円超

財政調整基金

年度末202億円

3月定例会での補正予算において、2024年度末の財政調整基金の残高見込が約202億円となることが明らかにされました。

これまで物価高に対応する施策の予算は、財政調整基金を約81億円取崩して講じてきましたが、国からの交付金や県補助金が合わせて約77億円交付されたため、取崩し分はほとんど補充される形となりました。

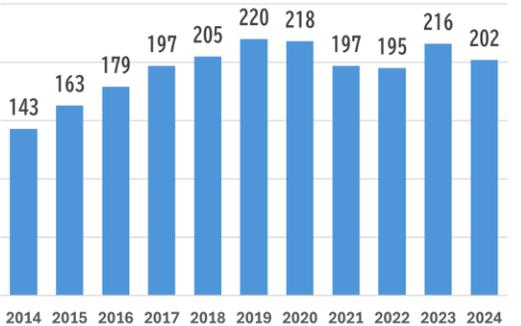
この時点で過去最大規模の基金残高となる見込みでしたが、市は借入金返済するための基金である「減債基金」へ20億円、子育て施策の原資として新たに創設した「こども未来づくり基金」

へ5億円を積替える対応を行いました。

財政調整基金は、「将来にわたる緊急的な対応が必要になった場面で使うべき」と、市は説明してきました。

今後の市財政の健全化や、子育て支援のためとは言え、用途が不明確な基金に積み増すのではなく、まずは当面する市民生活の支援へ早急に活用するべきです。

財政調整基金の推移 ※四捨五入(億円)



福山駅北口バスターミナル化 市民の参画と合意形成を

福山駅前広場の全面広場化により、駅北口広場のバスターミナル化を検討していることに対し、市民から見直しを含む声が多数上がったことで、市長は年度内の計画策定を見直しました。

市担当課は「市民と一緒に広場の在り方を考えていきたい」等の姿勢を示していたことから、みよし剛史市議は一般質問で、市民意見の聴取や市民参画の取り組みについて質しました。

市長は「丁寧に計画の内容や考え方を示しながら、アンケートやシンポジウムなどを通じて十分な説明に努める」とし、市民参画の考えについては、「協議会には、地元自治会や障がい者団体など幅広く参加して」と答えるにとどまりました。

市民には計画を説明する手立てのみで、協議に市民参画を募る考えもありません。

長期の随意契約 総計3億9千万円

また、駅周辺再編に関連する協議体の運営支援を、2016年以来、協議体の座長が代表の企業に委託しており、これまでに24件の委託料、約3億9000万円を支払っていました。

契約の公正性も含め、市民意見を反映できる協議となっていないかが問われており、駅前広場の検討は市民の総意によって進められるよう、協議の在り方を見直し、市民参画の仕組みを具体化するべきです。



駅前デザイン会議の様子(市HPより)

えん罪被害者の救済を早く 再審法改正の意見書を可決

3月定例会最終日の21日、福山市議会は「再審法改正を求める意見書」全会一致で可決しました。

意見書案は2月20日に広島弁護士会から「再審法改正を求める意見書」の採択を求め、請願に基づくと、会派が同意、紹介議員になったため、3月6日に即日採決されました。

意見書では、えん罪被害者を救済するための「再審のル

ール」が存在しない状態となっており、再審請求手続きの整備とともに、捜査機関の手元にある証拠の開示、再審開始決定に対する

検察の不服申立ての制限を盛り込んだ再審法の改正を国に求めています。

昨年12月16日には、同主旨の意見書提出を求める要望が日本国民救援会広島本部等21名の連名で福山市議会へ提出されました。えん罪被害防止へ、一刻も早い法改正が必要です。

再審法改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律(刑事訴訟法第四編「再審」)には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するとともに、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正するよう要望する。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2025年(令和7年)3月21日

福山市議会